

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2011 年 11 月下旬から 12 月上旬にかけて公布された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

【規則】

- | | |
|---|--|
| ○「財政部、国家税務総局の資源総合利用製品及び役務の増値税政策の調整・改善に関する通知」(財税[2011]115号、2011年11月21日発布、同年1月1日実施) | 資源総合利用製品・役務に対する増値税の優遇政策。①自社生産の建築廃棄物、石炭脈石を原料として生産した建築材料は免税、②ゴミ・汚泥処理役務の免税、③工業生産過程で発生する余熱・余圧を100%動力として発電して生産した貨物を販売する場合などはいったん徴収し100%還付するなど。 |
| ○「公司債権持分転換登記管理弁法」(国家工商行政管理総局令第57号、2011年11月23日公布、2012年1月1日施行) | いわゆる債務株式化(デット・エクイティ・スワップ)の登記に関する規則。①債権による出資金額とその他の非貨幣資産の出資金額合計は登録資本の70%を超えてはならない、②持分に転換する債権は評価を行い、その出資金額は評価額を超えてはならない、③出資検査(验资)を行う、④債権の出資を受ける企業は登録資本と実収資本の変更登記を行う、など。 |
| ○「熱供給企業の増値税・不動産税・都市土地使用税優遇政策の継続執行に関する通知」(財税[2011]118号、2011年11月24日発布、同年7月1日実施) | 2004年から実施し熱供給企業への税優遇延長に関する通知。①2011年の熱供給時期から2015年12月31日まで住民個人への熱供給による「採暖費」収入は増値税を免除、②2011年7月1日から2015年12月31日まで住民への熱供給で「採暖費」を徴収する企業の建屋と土地は不動産税と都市土地使用税を免除。 |
| ○「商務部等34部門の『サービス貿易発展“12五”計画要綱』の共同発布に関する通知」(商服貿発[2011]340号、2011年11月27日発布・実施) | 商務部、中共中央宣伝部、国家発展改革委員会など党と国务院の34部門によるサービス貿易に関する第12次5ヵ年計画要綱。目標は、①2015年のサービス貿易額6千億米ドル(年平均成長率11%超)、②通信、コンピュータ・情報サービス、金融、文化、コンサルティング等の知識・技術集約・高付加価値の現代サービス貿易の輸出シェア45%超、③通信、金融、コンピュータ・情報サービス、商業サービス等の対外開放を徐々に拡大すること、など。30分野について発展目標と重点業務が述べられているが、そのうち対外開放について記載がある分野は、情報技術、建築、道路輸送、教育、保険、証券・先物取引、銀行・その他金融、郵便・速達、弁護士、リース、小口販売、宿泊・飲食の12分野で、旅行、貨物輸送代理、電気通信、広告などについては記載がない。 |
| ○「国家工商行政管理総局の会社の合併・分割登記を適切に行い、企業再編を支援することに関する意見」(工商企字[2011]226号、2011年11月28日発布・実施) | 企業の国際競争力向上を目的とする企業再編を促進する国务院の方針を受け、合併・分割の登記手続きを適切に行うよう地方の工商行政管理局に指示したもの。各種方式・企業形態の合併・分割の受理、登記機関間の連携強化、企業の登録資本・出資比率についての決定の尊重など。 |

○「国家発展改革委員会の住民生活用電力の段階電力価格試行指導意見の印発・発布に関する通知」(発改価格[2011]2617号、2011年11月29日発布・実施)	住民用電力料金を従来の単一料金から使用量に応じた料金に変更することについて方針を示したもの。電力料金を使用量別に3層に分け、第1層は低料金水準、第2層は電力企業の収益を確保できる水準、第3層は環境被害のコストを補償する水準で、この料金は第2層の1.5倍程度とする。省・自治区・直轄市毎に地区の状況に基づいて試行し、条件が成熟した段階で全面的に実施するとしている。
○「国家発展改革委員会の発電用石炭価格調整に関する通知」(発改電[2011]299号、2011年11月30日発布・実施)	最近の石炭価格上昇により火力発電企業の経営が困難になっているとして、発電用石炭価格の上昇に制限を設けるもの。①国の重点契約の発電用石炭の2012年の契約価格の上昇幅は2011年比5%を超えないものとする、②2012年1月1日から、秦皇島港、天津港、大連港などでの熱量5500キロカロリーの発電用石炭の平積み価格の最高はトン当たり800元を超えず、その他の熱量の平積み価格は相応に換算する、など。
○「企業労働争議協議調停規定」(人力資源・社会保障部令第17号、2011年11月30日公布、2012年1月1日施行)	労働争議の企業内での協議・調停に関する規定。①企業は労使双方の対話メカニズムを確立し、労働者の利益訴求チャネルを設けるべきこと、②争議の一方の当事者が協議を要求したときは、他方の当事者は口頭または書面で回答すべきで、5日以内に回答しない場合は協議を希望しないとみなされること、③当事者は企業内調停委員会、社会調停機関、労働人事争議仲裁委員会に申請できること、④大中企業は内部に調停委員会を設置し、専任または兼任の人員を配置すべきこと、⑤中小・零細企業は調停委員会を設立し、または労働者と企業が共同推薦して調停業務を行うことができること、③当事者双方は調停合意発効日から15日以内に労働人事争議仲裁委員会に調停内容の審査を申請でき、同仲裁委員会は手続きと内容が合法・有効である場合に調停書を発行すべきこと、などが規定されている。なお、上記のとおり、大中企業は調停委員会を設置すべきとされるが、それに違反した場合の罰則については、「企業が調停委員会を設置せず、労働争議または集団事件が頻発し、労働関係の協調に影響を及ぼし、重大な社会的影響をもたらした場合は、県級以上の人力資源・社会保障行政部門が企業に警告し、法律・法規の規定に違反した場合は法により処分する。」という規定にとどまっている。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

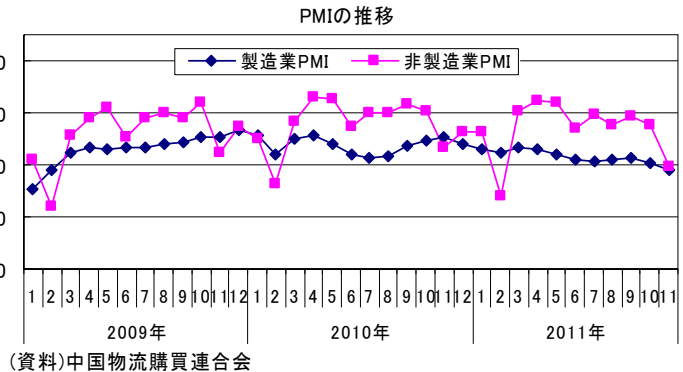
WEEKLY DIGEST

【経済】

◆11月の製造業 PMI 32ヶ月ぶりに 50 を割り込む

中国物流購買連合会が 1 日に発表したデータによると、11 月の製造業 PMI は 49.0 となり、10 月の 50.4 より 1.4 ポイント下落し、2009 年 2 月以来 32 ヶ月ぶりに景気分岐点の 50 を割り込んだ。同連合会は、景気が拡大局面から縮小局面に転換し、経済成長は今後も引き続き減速するとしている。但し、投資と消費が高い伸び率を維持していることから、景気減速は穏やかなものに留まり、中国経済が急速な悪化に陥ることはないとの見方を示した。PMI 構成指数別では、生産高指数は 50.9 と 2009 年 2 月以来の低水準となり、完成品在庫指数は 53.1 と 2005 年 1 月の調査開始

以来の高水準となった。企業が生産を抑制する一方で、在庫が増えていることを示している。また、欧州ソブリン危機の拡大や国内外市場の需要鈍化等を受け、新規受注指数は前月比▲2.7 ポイントの 47.8、輸出受注指数は同▲3 ポイントの 45.6 と、共に大幅に下落して 50 を下回った。なお、非製造業の PMI も前月比▲8 ポイントの 49.7 と 50 を下回った。



【産業】

◆商務部「サービス貿易の第 12 次五ヵ年計画綱要」を発表

商務部は 28 日、記者会見で、「サービス貿易の第 12 次五ヵ年計画綱要」(以下、「綱要」)を発表した。綱要では、サービス業とサービス貿易の発展は、経済成長方式の転換を加速する為の重要な戦略の一つと位置づけ、第 12 次五ヵ年計画期間中(2011～2015 年)におけるサービス貿易の重点発展分野 30 を選定し、具体的な目標を明確に打ち出した。具体的目標には、①サービス産業の輸出入総額を年平均 11%超で伸ばし、2015 年までに 6,000 億米ドルに引き上げ、②サービス貿易全体に占める高付加価値型サービス貿易(通信、コンピュータ・情報サービス、金融、コンサルティング等)の割合を、2015 年までに 45%以上に引き上げ、③通信、金融、コンピュータ・情報サービス等、一部のサービス分野の対外開放を徐々に拡大、④アウトソーシング、運輸、旅行等の輸出規模を大幅に拡大、自主知的財産権、ブランド力を有する重点企業を育成し、“中国式サービス”を確立、⑤東部、中部、西部の各優位性を活かしつつ、地域間のサービス貿易を調和的に発展、の 5 つが掲げられた。商務部サービス貿易・商務サービス業局の局長は、中国のサービス貿易の中心は依然として運輸、旅行、建築等、いわゆる伝統型で、保険、金融等、高付加価値型分野がサービス貿易全体に占める割合は未だに低い等の問題はあるものの、2010 年の一人当たり GDP4,000 米ドルという数字から見ると、中国のサービス業は今後発展の加速期に入ることや、サービス分野の更なる開放で今後外資の誘致が一層進むことが予測される等の見方を示した。

【貿易・投資】

◆王岐山副首相 今後の外資誘致の重点は先進技術・マネジメント経験・国際ブランドの誘致

中国の王岐山副首相は 11 月 28 日に北京で開かれた「中国外商投資企業協会第 5 回会員大会」で、海外から中国への直接投資の現状と今後の外資政策の方向について講演を行った。現在、中国に設立された外資企業は 73 万社、対内直接投資額(実行ベース)は 1 兆 2,000 億米ドルに上り、外資企業は中国の輸出入の 1/2 超、雇用の 1/7、税収の 1/5、工業生産の 1/4 を占め、中国の経済発展に大いに寄与してきたと評価した。中国の工業化、都市化が加速しており、市場の需要がますます拡大していることは、外資企業に新たな発展チャンスをもたらすとし、中国の経済発展方式の転換と経済構造調整の推進に伴い、今後 5 年間の直接投資の重点を、従来の投資資金の導入から、先進技術、マネジメント経験、国際ブランドの誘致へ転換するとの方針を示した。また、中国政府は今後、知的財産権の保護、偽ブランドの取り締まりを一層強化し、平等・公正・透明な投資環境づくりに努力するともコメントした。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比			Close	前日比			前日比
2011.11.28	6.3727	6.3727~6.3871	6.3841	0.0091	8.2189	-0.0287	0.81917	0.0010	8.5062	0.0164	3.9900	2496.02	2.99
2011.11.29	6.3798	6.3736~6.3850	6.3778	-0.0063	8.1824	-0.0365	0.81839	-0.0008	8.5074	0.0012	3.6200	2526.83	30.81
2011.11.30	6.3675	6.3622~6.3799	6.3789	0.0011	8.1749	-0.0075	0.81885	0.0005	8.4710	-0.0364	3.9700	2444.45	-82.38
2011.12.01	6.3656	6.3563~6.3670	6.3635	-0.0154	8.2004	0.0255	0.81858	-0.0003	8.5642	0.0932	3.2000	2500.63	56.18
2011.12.02	6.3487	6.3481~6.3627	6.3597	-0.0038	8.1754	-0.0250	0.81832	-0.0003	8.5695	0.0053	3.7000	2473.46	-27.17

RMB レビュー&アウトルック

先週の中国元は 6.3727 で寄りついた後、欧州債務危機の先行き不透明感を反映し週間安値 6.3871 まで下落した。しかし中国人民銀行が対米ドル基準値を 1 日以降連続で前日比大幅な元高水準に設定したことを受けて週間高値となる 6.3481 をつけ高値圏で越週した。中国人民銀行は 30 日に 2008 年 12 月以来となる預金準備率の引き下げを実施した。これまで政策転換の可能性についての要人発言が相次いでいたが、今回の引き下げで緩和に転じたことから今後元高圧力は弱まるだろう。一方で、当局は安定的な為替水準を維持する方針も同時に示していることから下値も限定されよう。(12 月 5 日作成)

(金融市場部 カスタマーGr グローバルカレンシーリサーチ)